

(資料七)

平成二十九年二月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

# 目 次

島根県県税条例等の一部を改正する条例 .....	1
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 .....	3
島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 .....	5

第61号議案

島根県県税条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行及び地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案が国会に提出されたことに伴い、自動車税の税率の特例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律に基づく島根県県税条例の一部改正

新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くし、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減する特例措置（以下「グリーン化特例」という。）について、軽減対象の見直しを行った上で1年間延長すること。

ア 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。（2）のイにおいて同じ。）について、その経過した日の属する年度以後に税率のおおむね100分の15（バス及びトラック並びにこれらに準ずる特種用途車については、税率のおおむね100分の10）を重課する特例措置を講ずること。

(ア) ガソリン自動車又はLPG自動車で平成16年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(イ) ディーゼル自動車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

イ 環境負荷の小さい自動車

平成28年度に新車新規登録を受けた次の自動車について、平成29年

度に次の特例措置を講ずること。

(ア) 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの及びクリーンディーゼル乗用自動車について、税率のおおむね100分の75を軽減すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（(ア)に該当する自動車を除く。）について、税率のおおむね100分の50を軽減すること。

(2) 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律に基づく島根県県税条例の一部改正

グリーン化特例について、軽減対象の見直しを行った上で2年間延長すること。

ア 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車について、その経過した日の属する年度以後に税率のおおむね100分の15（バス及びトラック並びにこれらに準ずる特種用途車については、税率のおおむね100分の10）を重課する特例措置を講ずること。

(ア) ガソリン自動車又はLPG自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(イ) ディーゼル自動車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

イ 環境負荷の小さい自動車

平成29年度及び平成30年度に新車新規登録を受けた次の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

(ア) 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分

の1を超えないもの又は平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの及びクリーンディーゼル乗用自動車について、税率のおおむね100分の75を軽減すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（(イ)に該当する自動車を除く。）について、税率のおおむね100分の50を軽減すること。

(3) 島根県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正

(4) (2)については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が平成29年3月31日までに公布されないときは、その効力を失うこと。

(5) (2)については、(4)の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定と異なることとなるときは、廃止するものとする。

### 3 施行期日

平成29年4月1日から施行する。ただし、2の(3)から(5)までについては、公布の日から施行する。

## 第62号議案

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

### 1 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

### 2 条例の概要

(1) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基

準等を定める条例の一部改正

ア 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならないこと。

イ 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないこと。

ウ 利用者に支払う賃金及び工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならないこと。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでないこと。

エ 指定就労継続支援A型事業者が定めるべき運営規程の項目に、生産活動の内容、利用者に支払う賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間に関する事項を追加すること。

オ その他規定の整理

(2) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならないこと。

イ 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないこと。

ウ 就労継続支援A型事業者が定めるべき運営規程の項目に、生産活動の内容、利用者に支払う賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間に関する事項を追加すること。

エ その他規定の整理

3 施行期日

平成29年4月1日から施行する。

## 第63号議案

### 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

- (1) 指定放課後等デイサービス事業所及び基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者は、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とする。
- (2) (1)の従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこと。
- (3) 指定放課後等デイサービス事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者は、放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならないこと。
- (4) 指定放課後等デイサービス事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者は、その提供する放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならないこと。
- (5) 指定放課後等デイサービス事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、(4)の評価及び改善の内容を公表しなければならないこと。
- (6) この条例による改正前の島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に規定する指定放課後等デイサービス事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者については、(1)及び(2)にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例によること。
- (7) その他規定の整理

#### 3 施行期日

平成29年4月1日から施行する。